**参考１**

令和６年２月　　日

戸田市長　菅原　文仁　様

戸田市自治基本条例推進委員会

委　員　長　　　横　山　　誠

戸田市自治基本条例について（答申）

　令和４年４月２７日付、戸協第１５２号において、当委員会に諮問がありました事項に関して、当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

１　当委員会の取り組み

　当委員会は今まで、戸田市自治基本条例推進委員会条例第２条の所掌事務に基づき自治基本条例の運用や啓発等の審議を行ってきました。

　第四期の委員会は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を経てすべての会議を対面開催で行うと同時に、委員長主催によるZoomを利用した研究会を定期的に開催することで、委員が市内でまちづくりを担う人々の取り組みと状況を知り、課題を共有し、条例に基づく課題解決の道を探る機会となり、併せて人と人のつながりや情報共有の手法を対面以外でも見出すことが出来ました。

　また、市民・議会・行政の３者が互いに対等に意見を出し合う形でワーキンググループ会議を２回実施し、「まちづくりが誰もが身近で手軽なものであることが分かり、市民が思わず手に取りたくなるデザイン、知りたい情報が書いてあり、取っておきたいと思うリーフレット」をコンセプトとして自治基本条例啓発リーフレットを一から検討を重ねて作成し、完成に至りました。リーフレットは市内公共施設の他、市内で包括連携協定を締結している事業所へも配架し、併せて市のホームページへの掲載や広報戸田市の全戸ポスティングが令和５年５月号より開始されたことに伴い、特集ページでの掲載を行い、広く市民への周知・啓発に努めました。

　啓発活動では、今まで啓発品の配布を行いながら自治基本条例の理念を伝えていくという手法のみでしたが、本委員会にてブースでのパネル展示とそれに沿ったクイズを作成し、市民一人一人がまちづくりの担い手であるということを、委員が直接来場者に対して言葉で説明する手法を試みた結果、来場者だけでなく委員自身の理解や解釈もより深くなる機会となりました。

２　諮問に対する審議結果

≪諮問内容≫

新型コロナウィルス感染症の感染拡大を経験した私たちが、社会状況の変化に対応しながら、どのようにまちづくりの担い手としての市民参加を促進していくか、検討してください。

≪答申内容≫

**新型コロナウィルス感染症の感染拡大を経た現状について**

　新型コロナウィルス感染症の感染防止のため、人と人とが直接交わる機会が減少し、地域コミュニティの希薄化が問題視されていますが、その中で新たに遠く離れている人ともインターネット上で繋がれる手法が定着しつつあり、その中での新たなつながりや関係性が生まれやすくなりました。

　また、離れた場所や自宅からでもインターネットを通じて仕事が幅広くできるようになり、市内公共機関の乗降者数の減少からも分かるように通勤時間が削減され、平日夜の時間帯を自由に使える人が多くなってきています。

市民活動についても同様で、実際に集まる機会が減っても通信手段の特性を活用することで活動を継続させ、また新たに自由な時間が出来て活動に前向きな人も取り込むことにより、活動がより活発化してきています。そのため、何かしたい！と思うより多くの新たな担い手に対し、情報提供などの支援がどこまでできるかが重要と言えます。

　しかしながら一方で、この空白の２年をどう戻していくか、イベント参加数やイベント規模の縮小などを経て、従来の担い手の高齢化、次世代の担い手不足や、関わる市民活動団体の衰退、消滅により、通常のイベント開催や団体活動の存続ができるか否か危機的状況も発生している状態もあります。

**まちづくりの担い手としての市民参加を促進について**

現状を踏まえ、まちづくりの担い手としての市民参加を促進する手法について、以下の４つの視点を取り入れ、委員会にて検討しました。

**情報の発信と管理　～自治基本条例の理念の普及啓発、事例発掘とアーカイブ化**

**（記録）～**

**市民一人一人が担い手であるという自覚を持ってもらう**

**協働の事例の共有**

**市民活動などの課題の見える化 ～市民活動やまちの課題の把握～**

**Zoomを活用した研究会などを通して課題を見える化**

**つながる「場」　～課題共有の「機会」～**

**課題を抱える人が参加できる相談・協議の場**

**つながる「場」　～協働の「機会」～**

**応答する人が参加・参画できる機会の提供**

**Zoomを活用した研究会で挙がった市民活動やまちの課題について**

・町会加入世帯の減少、町会役員の担い手不足、負担増、高齢化

・外国人居住者への生活マナーの周知が難しい（多文化共生※を根付かせることが必要）

※多文化共生とは、国籍や民族など異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

・市民活動団体の活動場所が少ない、メンバーが集まらない、周知が難しい

・市民活動団体の資金不足

・今の情報発信の仕方では、若い世代に伝わっていない。

・若い世代がみんな無関心というわけではなく、若い世代を活動に受け入れる体制が出来ていない。

**市民活動やまちの課題に対し、手助けや後押しの手法について**

・新型コロナウィルス感染症によるリモートワークの普及などでできた時間を市民活動に向けていく手法がないか。

・TOMATO に登録されていない団体も含めて、市民活動団体を応援する「認定ステッカー」を作成するのはどうか。

・市民参加型で、地域課題にどのように取り組んでいるのかコンペを行い、優秀な内容を市長に答申していくなど、そのようなことが主催できる組織にこの委員会がなることができないか。

・それぞれの市民とまちとのつながりをどう活性化するか。

・市民活動団体や企業などのつながりをもっと持てるようにするには。

・市民活動団体が集まるイベントを開催するのはどうか。

**市民活動やまちの課題に対し、市民への情報共有手段について**

・市民活動への無関心層や、少し興味があるが何もしていない人へアプローチの方法について。（例 電子広告など）

・若い人から若い人へまちの発信をするのが良いと思う。

・活動団体を委員会で発足し、様々な市民活動を動画で配信していくのはどうか。

・戸田市の公式LINEやYouTubeを活用して、情報発信すればよいのではないか。

　　市の公式LINEに市民活動団体や自治基本条例のアイコンを増やすと使いやすいのではないか。また、登録者数を増やすために、特典を設けるのはどうか。公式YouTubeでは、町会活動を流すなど、市の様子をアップすることでまちづくりのきっかけにできるのではないか。

・学校や企業にボランティア活動や市民活動の募集ビラを配るのはどうか。

・市の公式LINEの通報機能から市民の要望を全部叶えるのは難しいと思うが、その中のいくつかが叶うことが分かれば、意見を出す人が増え、登録者数も増えるのではないか。

**具体的施策について**

　委員会内における以上のような意見出しを通して、より優先的に取り扱うべき課題とその施策について3者協働の視点からいくつかの具体的施策を提案いたします。

**１、市民活動の支援について～活動しやすい環境を作る～**

市民としての施策・・・公共施設予約の利用緩和をお願いする（土日や夜間）

議会としての施策・・・公共施設予約システムに市役所の会議室、文化会館の会議室を加え、公共施設を２３時まで使用可能とする条例の改正をする

行政としての施策・・・公園、駅前スペースの活用（現制度を利用）を推進する。

利用しやすい補助金を制定し、資金面で活動を支援する

公共施設予約システムの充実について検討する

**２、情報発信の仕方について～誰もが気に留めやすくする～**

市民としての施策・・・SNS、紙の双方を活用し、あらゆる世代に確実に伝わる方法で。情報発信はニーズとタイミングを見計らって。

議会としての施策・・・戸田市のYouTubeチャンネルに市民団体のチャンネルを作り発信してもらう

議会だより、戸田広報をTwitter、Instagram、TikTokでも配信する

行政としての施策・・戸田市公式LINE、戸田市HP、LINEからTOMATOページにリンクするように。

**３、町会・自治会の活性化について～町会加入が負担にならないようにする～**

市民としての施策・・・町会事務の合理化、支援（合理化の為のコンサルやＮＰＯの窓口設置、町会内のノウハウ交換、外部委託業者への金銭支援等）

議会としての施策・・町会役員の仕事を公務として市の職員に担ってもらう。

　　　　　　　　　　（特に書類整理・作成、会計、町会長の秘書）

地域の企業に対して、市から町会加入の通達を出してもらう

町会、自治会への加入及び参加の推進に関する条例を作る

（川口、草加、八潮、八王子など）あくまでも努力義務で。

行政としての施策・・・町会長への依頼を減らす（広報誌配布など）、運営の外部委託、町会長の相談窓口の設置

**まとめ**

前述のように、それぞれの課題を様々な立場や手法で３者が協働して情報発信し、広く市民へ情報提供することで、市民活動団体やまちづくりの担い手同士のつながりが増えていき、その結果担い手が増えていくことにつながっていくのではないかと考えます。

３　おわりに

　第三期委員会にて、当委員会の在り方は「提案型の諮問機関」としての機能を充実させるという結論に至りましたが、第四期委員会にてZoomを利用した研究会の実施やワーキンググループでの自治基本条例啓発リーフレットの作成、ブース使用による啓発活動の実施、委員会での答申作成に向けた話し合いなどを経て、どんな形であっても人と人のつながりが大切であり、そのために市民・議会・行政の３者が互いに尊重し、互いを認め合い、共に意見を出しながらそれぞれが出来ることを見つけて協働していくことが自治基本条例の理念であることを、委員が委員会で実体験していく中で共通認識とすることが出来ました。

今後も様々な活動を実施していく中で、条例の実効性の確保や条例の普及・啓発のために、どのような手法が効果的で有用か、市民・議会・行政の３者協働で検討を重ねることで、時代に沿った委員会のあり方を模索し、未来に繋がるよう努めていきたいと考えます。